

令和2年度

事業計画書

自 令和2年4月 1日
至 令和3年3月31日



社会福祉法人
佐々町社会福祉協議会

◆基本方針

佐々町社会福祉協議会は、昭和49年11月に設立以後、地域福祉の推進を図る中心的組織として地域において各種の福祉事業の展開とボランティア団体等、住民組織の育成に努めて参りました。

介護保険制度導入後は、従来から行ってきた介護サービスの提供を通し、在宅生活を送る高齢者支援を行うとともに、地域における「見守りネットワーク活動」や介護予防事業の推進に取り組んで参りました。

急速な少子高齢化により、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、不登校やひきこもり、不安定な就労による経済的な困窮等、住民が抱える地域生活課題は様々な分野が複雑に絡み合い複合化しています。

それらの課題に対し総合的で専門的な支援と「地域力の強化」を目指した創意工夫による新たな取り組みが求められます。

本会におきましては、心配ごと相談や弁護士無料法律相談等とあわせて、生活困窮者自立相談支援事業に取り組んでおり、自ら地域に出向き住民が抱える地域生活課題を早期に発見、解決・緩和に向け相談者に寄り添った重層的な支援に努めます。

あわせて、生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業を通して、ひとり親世帯や生活困窮世帯への進学・就労に関する情報提供と世帯全体を対象とした包括的な支援に努めます。

最後に、「地域共生社会の実現」をキーワードとして、1人ひとりの尊厳が守られ、誰もが安心して安全な生活を送ることができる地域づくりと、子どもから高齢者・障がいを持った方等、分野・世代を問わない支援体制の構築を目指し、行政・保健・医療・教育・福祉等、関係機関・団体との有機的な連携のもと、「住みなれた地域で誰もが安全・安心で充実した生活」が送れるよう、役職員一丸となって、次の重点事項の達成に向け努力して参ります。

◆重点事項

1. 法人のガバナンス（管理体制）強化と透明性の確保

公益性の高い社会福祉法人として、社会福祉法の趣旨に沿った、法人組織のガバナンス強化と事業運営並びに財務会計の透明性の確保を図るため、税理士等の専門家を活用し適切な法人運営に努めます。

2. 法令遵守の徹底と職員の意識改革

関係法令及び諸制度を遵守するとともに、住民から信頼されるよう職員の意識改革と資質の向上に取り組み、さらに職員間の連携と情報・知識の共有を図り、多様な福祉人材の育成に努めます。

3. 安全・安心に基づく各種事業の推進

介護事故や交通事故、利用者の権利侵害などを防止するための研修会の開催、地震や水害、火災などを想定した避難訓練・防火訓練の実施など、安心して安全な各種サービスの提供に努めます。

4. 行政・関係機関団体との連携と安定的な法人運営の確立

佐々町をはじめ関係機関・団体との連携をより一層図り、法人の健全な運営のため、社協会員の増強と寄付金・共同募金などの有効活用、さらに介護保険法に基づく在宅福祉サービスの充実を図り、法人運営の安定的な財源確保に努めます。

5. 総合相談支援センターの充実と地域づくりの推進

心配ごと相談や弁護士無料法律相談と合わせ、生活困窮者自立相談支援事業、生活福祉資金貸付制度の貸付相談、また、日常生活自立支援事業の実施と成年後見制度の普及・啓発活動など分野を問わない包括的な相談支援の実施と、自ら積極的に地域に出向き住民の抱える多様な地域生活課題の早期発見と解決・緩和に努めます。

6. 子どもの「育ち」と「自立」を支援する事業の推進

生活困窮世帯の子どもたちを対象とした学習・生活支援事業を実施しており子どもたちの基礎学力の向上と基本的な生活習慣の体得、あわせて他者との協調性や社会性を形成することを目的として、子どもの「育ち」と「自立」を支援する事業の推進に努めます。

◆推進事業

1. 法人運営事業の推進

- (1) 定款及び諸規程、規則、要綱等の整備
- (2) 本会の目的達成のための理事会、評議員会及び関係委員会の開催
- (3) 人材の育成と確保による事業の実施と安定した組織運営
- (4) 健全な運営及び経営のための監事による監査
- (5) 役員、評議員及び各種委員等の研修会への参加促進
- (6) 関係機関・団体等との連携と協力体制の確立強化
- (7) 職員の知識・技能・技術向上のための研修と各種資格取得の奨励
- (8) 自主財源の確保と事業の効率化に努め経費の削減等による経営の改善
- (9) 会計の専門家を活用した適切な会計事務の実施
- (10) 社会福祉法の改正に合わせた適切な法人運営の推進

2. 地域福祉事業の推進

- (1) 総合相談事業「心配ごと相談」「弁護士無料法律相談」の実施
- (2) 日常生活自立支援事業の実施
- (3) 佐々町福祉資金貸付事業の実施
- (4) 長崎県生活福祉資金貸付事業の実施
- (5) 生活困窮者自立相談支援事業の実施
- (6) 救急法・普通救命講習 I 等の研修会の開催
- (7) 「高齢者見守り講座」と「介護技術研修会」の開催
- (8) 情報収集・広報啓発活動と情報の発信、「ホームページ」の充実
- (9) 高齢者見守りネットワーク情報交換会への参加・協力
- (10) 福祉協力員活動の推進
- (11) 寝たきり・認知症などの高齢者を介護する「介護者の会」への支援
- (12) 生活困窮者自立支援制度に基づく「子どもの学習・生活支援事業」の実施
- (13) 積極的なアウトリーチ（訪問支援）を通じた福祉課題の早期発見と解決に向けた取組み
- (14) 障害者差別解消法の普及と啓発
- (15) 成年後見制度における「市民後見」・「法人後見」に関する調査・研究
- (16) 生活困窮者支援事業に取り組む各種団体との連携強化
- (17) 社協独自の生活困窮者支援事業の実施
- (18) 高齢者の外出促進支援事業に関する取組み
- (19) 第9次地域福祉活動計画の策定

3. 在宅福祉事業・介護予防事業の推進

- (1) ホームヘルプサービス（疾病）事業
- (2) 地域デイサービス事業の活性化と利用対象の拡充
- (3) 地域包括支援センター・健康相談センターとの連携
- (4) 生きがい教室事業
- (5) 生活援助従事者養成研修の開催

4. 障害者総合支援法に対応した事業の推進

- (1) 居宅介護事業
- (2) 重度訪問介護事業

5. 各種募金事業の推進

- (1) 赤い羽根共同募金
- (2) 歳末たすけあい募金
- (3) 日本赤十字社活動資金
- (4) 戦没者慰霊奉賛金
- (5) 社会を明るくする運動 犯罪予防援助金
- (6) 24時間テレビチャリティー募金
- (7) その他「災害義援金」等の募集

6. ボランティア・住民参加・福祉教育の推進

- (1) ボランティアセンターの充実
- (2) 地域防災ボランティア研修会の開催
- (3) 災害ボランティアセンター設置・運営等に関する研修会の開催
- (4) ボランティア団体の育成と登録ボランティア団体への活動助成
- (5) 登録ボランティア団体及び個人ボランティアの協働事業の推進
- (6) 福祉協力校（保育園、小中高校）への支援
- (7) 小学生対象「福祉スクール」及び中・高校生対象「福祉教室」の開催
- (8) 中・高・大学生の実習生等の受入れ
- (9) 第32回佐々町伝統芸能伝承活動「観月会」の開催
- (10) 「第27回佐々町社会福祉大会」の開催
- (11) 「第23回福祉もちつき大会」の開催
- (12) 「第15回高齢者・小中高校生 囲碁・将棋交流大会」の開催
- (13) 福祉文化の創造・協力・育成
- (14) 「ココロねっこ運動」の啓発
- (15) 不登校・ひきこもり者の親の会「こもれび」への支援

7. 介護保険事業の推進

- (1) 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業
 - ①ホームヘルパーの技術向上のための各種研修会の実施
 - ②訪問介護員の確保と人材育成

- (2) 通所介護事業・介護予防通所介護事業
 - ①デイサービス室の環境整備
 - ②口腔体操や脳トレなどの生活機能訓練の充実
 - ③書道や園芸などの趣味活動の内容充実

- (3) 居宅介護支援事業
 - ①在宅での生活に主眼を置いた包括的なケアプランの作成
 - ②地域包括支援センター・行政機関、他関係施設等との連携
 - ③介護支援専門員としての専門的知識の習得のための研修会等への参加

- (4) 在宅介護の充実を図るための多様な人材確保と育成

- (5) 地域ケア会議などを通じた多職種との連携強化

- (6) 職員育成事業における研修会の開催

- (7) 「利用者視点」に立ったサービスの提供

- (8) 関係法令及び諸制度の遵守に関する研修会の開催